

介護保険料

■ ■ ■ 保険料段階の変更 ■ ■ ■

これまで、保険料段階は5段階に分かれていましたが、平成18年度からは6段階の区分となります。

■ ■ ■ 地域別保険料 ■ ■ ■

介護保険料算定にあたり、本市の第3期介護保険事業計画は、4地域（花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域）において、第2期までの介護保険事業の財政面で、状況が異なるために（財政安定化基金償還金や準備基金の残高があるため）、不均一の介護保険料としました。

介護保険料は「基準額（月額）」をもとに所得によって分かります

保険料（年額）は、第4段階（基準月額）に負担割合を乗じて得た額となります。

〔基準月額〕

花巻地域	月額 3,928 円
大迫地域	月額 3,205 円
石鳥谷地域	月額 4,062 円
東和地域	月額 3,781 円

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料(円)			
			花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	0.50	23,600	19,200	24,400	22,700
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円以下の人	0.50	23,600	19,200	24,400	22,700
第3段階	世帯全員が市民税非課税であつて、第2段階以外の人	0.75	35,400	28,800	36,600	34,000
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.00	47,100	38,500	48,700	45,400
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	58,900	48,100	60,900	56,700
第6段階	市民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	70,700	57,700	73,100	68,100

- 4月1日（賦課期日）にお住まいの地域が保険料の算定にかかる地域となります。
- 平成17年度の税制改正により市民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった方等に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成18年度から一定期間緩和措置を行います。